

2019 年度事業計画

公益社団法人 日本複製権センター

《はじめに》

公益社団法人日本複製権センター(JRRC)は、2012年4月1日にそれまでの社団法人から公益社団法人に移行し、より公益に資する活動を行うために、権利者及び利用者に対し、著作権に関する積極的な事業活動を展開してきた。

また事業の実施については、公益化以降、三カ年計画を策定し、本年度は第三次三カ年基本計画の初年度にあたる。

このことから、第三次三カ年基本計画の目的を達成すべく、管理業務拡充、実態調査改善、国際戦略の策定、教育環境整備を4つの重点事業とする事業計画を策定する。

《重点事業》

1. 電子化許諾を含む契約促進のさらなる取組み

昨年10月に開始した電子化許諾の普及促進のため、セミナー、著作権講座等と連動して紙への複写許諾契約からの切り替え、新規契約促進を図るとともに、電子化許諾対象の著作物増加のために出版者に働きかけ、管理業務の一層の環境整備を実施する。

また、団体等を通じてより多くの企業と契約を締結するための施策を実施する。

2. 新方式実態調査の実施

従前の調査方法による契約先企業・団体に対する実態調査への協力依頼が一巡したことを機に、統計的見地から契約者の業種、部門毎における複製利用実態を正確に把握し、適正な分配の基礎となるデータを収集することを目的として、電子化許諾についても対応した調査方法を確立し、調査を実施する。

3. 国際的な連携の実現と国際戦略の策定

国際的な著作物の利用に関する動向の情報収集、調査等の活動の主軸をIFRRO(国際複製権機構連合)及びそれに加盟する各国RROとの連携に置きつつ、海外RROとの双務協定締結に向けて環境を整え、最善の方法を検討、実施する。また、より高次の視点から、日本全体として他国との交渉を進めるにあたり国際戦略を検討、策定する。

4. 教育機関における許諾環境の整備

教育機関における複製等について、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)が中心となり教育に関する補償金制度を導入するが、それと並行して補償金制度ではカバーされない著作物の利用を円滑にするためのライセンス環境を整備する。

《経常事業》

- I. 複製に係る権利行使の委託を受けた著作物の複製等の利用許諾、並びに同利用許諾に係る使用料の徴収、分配に関する事業

1. 複製使用料の徴収

2019年度の徴収目標額を、4億7,800万円とする。

2. 複製使用料の分配

2018年度分として徴収した著作物複製利用許諾契約に基づく複製使用料を、複製利用に関する調査データ、使用実績報告等に基づき、2019年9月末に各会員団体及び個別受託契約の契約先に分配する。

II. 著作権思想の普及及び調査・研究に関する事業

1. 一般及び利用者への著作権思想普及・啓発活動

(1) JRRCの自主事業

公益社団法人として、一般及び利用者を対象に、広く著作権に関する知識の普及・啓発活動を行う。

- ① JRRC主催の著作権セミナー、初級・中級講座等の開催
- ② メールマガジン等による著作権知識の普及・啓発活動
- ③ 利用企業・団体における著作権講習会への講師派遣
- ④ 著作物複製利用に関する啓発用パンフレット等の作成・配布
- ⑤ ホームページ、インターネット及び専門新聞等での広報・宣伝活動の実施

(2) 文化庁、著作権情報センター等の普及事業への参加

- ① 文化庁著作権セミナー他各種文化庁主催・共催事業への参画、並びに講師の派遣
- ② 同庁の著作権教育連絡協議会会員として著作権思想の普及・啓発活動への参加
- ③ 著作権情報センターの正会員として同センターの普及・啓発活動への協力

2. 調査・研究

(1) 国内外の著作権法改正動向、集中管理事業をめぐる環境変化について

海外RROあるいはMMO(Media Monitoring Organisation)におけるデジタル分野での対応等、JRRCにとって必要かつ重要な情報をPDLN(Press Database Licensing Network)等の主催する行事を通して収集すると共に、国内外の関連団体との連携を通じて国際的な著作物の利用に関する調査・研究を行う。

(2) 公衆送信権について

契約者において複製した著作物の利用の利便性を高めるために、これまで権利者から管理委託を受けていない公衆送信権についても調査、研究を行う。

3. 国際的な活動への取り組み

文化庁文化経済・国際課との連携の中で、同課が担当しているアジア各国との著作権に関する会議への参加、あるいは各国訪問団の受け入れ、国際会議への講師派遣、WIPO(世界知的所有権機関)研修に関する各種会議への参加等、必要な支援・協力を通じて積極的に国際的な活動を実施する。

4. 図書館における著作物利用に関する協議への参加

権利者側6団体と図書館側5団体の「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」に参加し、JRRCの管理事業に関する事項について、権利者、利用者双方の中間の立

場に立ち、必要な検討を行う。

Ⅲ. 著作物の利用に係る相談、助言に関する事業

一般あるいは利用者からの著作物利用に関する電話・メールによる質問や相談に対し、必要な手続きの説明等を通して著作権に関する知識の普及・啓発を図ると共に、他の問い合わせ先の紹介やアドバイス等を行う。

以上